

ゆたかな暮らし

仙台市消費生活センターのご案内



仙台市消費生活センターでは、消費者が安全に安心して暮らせる「消費者市民社会」を目指して、消費生活に関する相談を受けるとともに、暮らしに役立つ情報を提供しています。

また、公正な取引を確保するため、表示や計量が正しくされているか、店舗等への調査や指導を行っています。

■消費生活相談

- 仙台市内にお住まいか通勤通学している方を対象に相談を受け付けています。
- 「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってケガをした」「借金の返済で困っている」などの消費生活に関することについて相談できます。専門の相談員が解決に向けた助言や情報提供を行います。
- 困ったときはひとりで悩まず

消費生活相談ダイヤル **022-268-7867** なやむな にお電話ください。



■くらしの情報提供

- 消費生活講座
消費生活に関する身近な話題をテーマに、専門の講師による講座を開催しています。
- くらしのセミナー
地域や友人などのグループで消費生活に関する学習をしたいときに、無料で講師を派遣します。
- 消費者教育講座
仙台市内の学校を対象に、出前講座を行っています。
- 情報提供
仙台市ホームページ、メール配信サービス、情報コーナーなどで情報提供を行っています。



■商品表示などの調査

- 食品表示調査
食品表示法に基づき、食品の品質に関する適正な表示が行われているか調査します。
- 商品量目検査
スーパーなどで販売している主な食料品について、表記されている量に対して実際の内容量が適正か検査します。



「消費者を取り巻く状況のあゆみ」

消費生活情報誌「ゆたかなくらし」は昭和62(1987)年5月の創刊から200号を迎えました!
消費者を取り巻く状況の変遷とともに、これまでの「ゆたかなくらし」を振り返ってみましょう。

消費者をめぐる主な出来事

- 1988 国債ネズミ講事件
1989 昭和から平成へ
文部省「新学習指導要領」に消費者教育が盛りこまれる
消費税3%導入
- 1990 湾岸情勢の影響による石油製品の値上げ
1991 牛肉・オレンジ輸入自由化
1992 バブル経済崩壊
1993 米不足による米緊急輸入
1995 製造物責任法(PL法)施行
1996 改正訪問販売法施行(電話勧誘販売、連鎖販売の取引ルール適正化)
O-157による食中毒続出
1997 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令一部改正
預託商法の被害急増
消費税3%→5%にアップ
1998 多重債務による自己破産急増
1999 改正訪問販売法施行(エステ等の4業種にクーリング・オフや中途解約権)
コンピュータ西暦2000年問題
- 2000 成年後見制度開始
2001 消費者契約法施行
家電リサイクル法施行
牛海綿状脳症(BSE)国内で初めて発生
2002 特定商取引に関する法律の一部改正(迷惑メール規制)
2003 不当請求(架空請求)の急増
2005 アスベストによる健康被害の社会問題化
個人情報の保護に関する法律全面施行
2006 公的機関をかたる悪質商法による被害発生
預金者保護法施行
2009 消費者庁および消費者委員会発足
劇場型勧誘による被害多発

仙台市消費者行政のあゆみ

- 1987 141ビルに消費生活センター開設
「豊かなくらし」創刊



豊かなくらし創刊号(1号)

- ・気軽さが受けています。仙台市消費生活センター
- ・大盛況でした ベビー用品とおもちゃ展
- ・風がささやいた、自転車に乗ろうよ!
—仙台市消費生活センター特別展・自転車—

【1987.5月発行】創刊号



ゆたかなくらし46号

- ・特集:ブレンド米
- ・輸入米を使ったおいしいごはん
料理 五目ちらしずし
- ・若者の心のスキマを狙う……
アポイント商法にご用心
- ・やさしい製造物責任法のはなし

【1994.5月発行】広報誌タイトルが「豊かなくらし」から「ゆたかなくらし」に

- 1998 消費者教育支援事業開始
1999 消費者教育情報誌「選ぶ眼、決める力」創刊



ゆたかなくらし100号

- ・消費者をめぐる状況とともにみる「ゆたかなくらし」のあゆみ
- ・消費生活展「エコショッピング・フェア」を開催しました。
- ・増える敷金トラブル~その費用は払うべき?

【2003.3月発行】歴代の表紙と、100号記念特集記事を掲載

- 2002 仙台市消費者支援基本計画策定
2004 仙台市消費生活条例施行規則公布
2005 市民の消費生活意識と行動に関する調査実施
2006 仙台市消費生活基本計画策定
仙台市消費者の安全を守る協議会発足
2007 仙台市消費者教育連絡協議会設置
2008 仙台市消費者協会がNPO法人化
仙台・みやぎ消費者支援ネットに
2009 高齢者の消費者トラブル見守り事業開始

- 2010 消費者ホットライン開設
- 2011 東日本大震災による石油製品不足、放射線の
影響による農産物等の出荷制限
- 2012 サクラサイトによる被害続出
- 2013 改正特定商取引法施行（訪問購入）
高齢者を狙った送り付け商法の急増
- 2014 消費税5%→8%にアップ
- 2015 食品表示法施行（食品表示一元化）
消費者ホットラインが「188（いやや）」に
- 2016 改正消費者安全法施行
家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示
規定施行
マイナンバー（個人番号）利用開始
電力の全面小売自由化開始
- 2017 改正特定商取引法施行
改正食品表示基準施行
学習指導要領の改訂（小学校、中学校）
- 2018 架空請求相談急増
学習指導要領の改訂（高等学校）
- 2019 平成から令和へ
改元に乗じた消費者トラブル発生
チケット不正転売禁止法施行
消費税8%→10%にアップ
架空請求増加



「ゆたかなくらしミニ」
も発行!



ゆたかなくらし188号

- ・ご存じですか?
消費者ホットライン188（いやや）
- ・仙台市消費生活基本計画・
消費者教育推進計画を策定しました!
- ・リニューアルしました!
消費者教育ウェブ教材 伊達学園

【2021.6月発行】消費者ホットラインと消費生活基本計画、
消費者教育推進計画変更を紹介

- 2020 食品表示法の完全移行
新型コロナウイルス感染症の流行
- 2021 改正特定商取引法施行（送り付け商法対策等）
新型コロナウイルス関連のトラブル増加
- 2022 民法改正による成年年齢引下げ施行
改正特定商取引法施行（クーリング・オフ
通知の電子化等）
旧統一教会問題
- 2023 自転車ヘルメット着用努力義務化
改正特定商取引法施行（契約書面等の電子化）
改正消費者契約法施行（契約取消権の追加等）
訪問購入のトラブル増加



ゆたかなくらし139号

- ・震災に乗じた悪質商法にご注意ください!
- ・クレジットカードのトラブル
～カードの管理に気をつけて～
- ・今日から実践! 毎日の暮らしでできる
ひと工夫

【2011.5月発行】東日本大震災の影響によるセンター
一時移転のお知らせを掲載

- 2013 計量に関する事務を経済局産業政策部経済
企画課から移管
- 2014 仙台市消費者教育ウェブ教材「伊達学園」開設
仙台市消費生活審議会に消費者教育推進地域
協議会設置
- 2015 仙台市消費生活特別相談ダイヤル開設
第1回消費者川柳募集
- 2016 仙台市消費生活基本計画・仙台市消費者教育
推進計画策定（2016～2020）
仙台市消費者の安全を守る連絡協議会を
消費者安全確保地域協議会に位置付け
- 2017 消費者市民ネットとうほくが適格消費者団体
に認定



ゆたかなくらし177号

- ・平成29年度仙台市消費生活相談の概要
- ・特集 エシカル消費～あなたの消費が
世界の未来を変える～
- ・ヘアドライヤーのトラブルにご注意ください

【2018.8月発行】前年度相談概要を掲載

- 2020 仙台市SDGs(持続可能な開発目標)推進方針
策定
仙台市消費生活センター開所時間の変更
- 2021 仙台市消費生活基本計画・仙台市消費者教育
推進計画策定（2021～2025）
- 2023 インターネット消費生活相談開始



これからも、消費生活に関する情報をお届けします!

気をつけて!

製品事故

—組立式家具編—

組立式の家具は完成品よりも安く購入でき、運搬も容易ですが、不適切な組立てや保管により、思わぬ事故につながる場合があります。部品の破損がないか、ネジの緩みがないかなどを確認し、安全に使用しましょう。また、家具そのものによる事故のほか、家具の組立て中に起こる事故にも十分に注意しましょう。



事例

- 組立式のベビーチェアを購入し、取扱説明書を見ながら組み立て、保管していた。1歳の子供が座って食事をしていたら、急に座面が外れ、下に落ちて頭を打った。
- 2年前に購入した組立式ベッドで寝ていたら、翌朝スノコごと落ちていた。販売店に来てもらって、フレームの四隅にヒビが入ってネジが緩んでいると言われた。このベッドは、販売店が組み立てたものだった。
- 保護者が家具を組み立てている途中で、子どもが家具に触れてけがをしたり、部品を誤って飲み込んだりしてしまった。



ポイント

- 組立て前に、部品がそろっているか、傷等がないかを確認し、組立説明書をよく読み、正しい手順で組み立てましょう。
- 組立て中の指挟み等に注意しましょう。作業用の手袋等の着用や一人で無理に組み立てないことが大切です。
- 組立て時は作業スペースを広めに確保し、子どもを近づけないようにしましょう。
- 組立て後も、ネジ等の緩みがないか、定期的に点検しましょう。ひび割れが生じているなどの場合は取扱説明書に従い、使用を中止するなどしましょう。業者が組み立てた場合でも注意が必要です。



～点検商法のトラブルが増えています～ 突然の訪問 こんな勧誘に気をつけて!

点検商法とは、「近所で行う工事の挨拶に来た」「近くで屋根工事をしていたら、お宅の屋根が浮いているように見えた」などと言って突然訪問し、無料で点検した後、「このままだと雨漏りする。すぐに工事をしたほうがいい」などと不安をあおって工事の契約をする手口です。

訪問・点検のきっかけ

「近くで工事をしている者です」
「お宅の屋根が浮いているように見えました」
「無料で点検します」



不安をあおる

「このままだと雨漏りしますよ」
「屋根が飛ぶとご近所に迷惑がかかりますよ」
「すぐに直さないと大変なことに…」

消費者の負担が軽くなると思わせる

「今、契約するなら安くします」
「保険金を使って修理すれば負担が少ないですよ」
「保険申請の手続きも手伝います」

- 突然訪問してきた業者には安易に点検させてはいけません。
- すぐに契約せず、別の業者から見積もりを取るなどして十分に検討しましょう。
- 保険金を利用できるという勧誘には気をつけましょう。
- もし契約してしまっても、クーリング・オフ(※)や契約の取り消しができる場合があります。

※クーリング・オフ制度とは…電話勧誘販売や訪問販売などの特定の取引において、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間内であれば理由を問わず無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。早めに消費生活センターに相談しましょう!

契約トラブルなどで迷ったときや困ったときは1人で悩まず早めにご相談ください。

仙台市消費生活相談ダイヤル

022-268-7867

- 相談時間 月曜から金曜 9:00～17:00(受付16:30まで)
土曜 9:00～16:00(受付16:00まで)
※休館日 日曜・祝日・年末年始

インターネット消費生活相談

- 仙台市オンライン申請システムからご利用いただけます。
詳しくはホームページをご覧ください。

ご相談は仙台市在住または通勤・通学の方が対象です。

仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号
141ビル(三越定禅寺通り館)5階

TEL 022-268-7040 FAX 022-268-8309

E-mail sim004140@city.sendai.jp

消費者ホットライン

188(局番不要)



仙台市消費生活センター ホームページ
「ゆたかな暮らし」はホームページでもご覧いただけます。

